

公共交通デジタル化普及業務に関する参加意思表示及び企画提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年4月21日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名
公共交通デジタル化普及業務
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託金額
2,111,545円（うち消費税額及び地方消費税の額191,959円）以内
- (4) 業務内容
公共交通デジタル化普及業務仕様書（別添）のとおり

2 企画提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類8情報・通信サービス、小分類4データ処理、8情報・通信サービスに係る調査及び9その他」の全てに登載されている者であって、格付区分がA、B又はCであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づき指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている

者を除く。)でないこと。

(8) 本提案業務と類似の業務に関する実績を有すること。

3 契約条項を示す場所

岡山県県民生活部交通政策課企画班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号(本庁舎8階)

TEL: (086) 226-7127 (直通)

FAX: (086) 232-5354

Mail: kotsuseisaku@pref.okayama.lg.jp

4 企画提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本告示の日から令和8年5月1日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。なお、岡山県県民生活部交通政策課ホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.pref.okayama.jp/site/321/1032307.html>

(2) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期限

令和8年5月1日(金)午後5時(必着)

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

企画提案参加表明書(様式第1号)

エ 提出方法

郵便又は電子メール

(3) 企画提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

上記4の(2)ウの書類を提出した者について、上記2の事項について、審査し、不適合と認められる者に対しては、令和8年5月7日(木)までに「参加資格不適合通知書」により結果を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和8年5月11日(月)までに、上記3あてに、ファックス又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

(4) 企画提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期間

本告示の日から令和8年5月1日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付方法

「仕様書に対する質問・回答書」（様式第2号）をFAXまたはメールで上記3あてに送信すること。送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。
なお、電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 回答方法

イの質問に対する回答書は、必要に応じて本公告を掲載したウェブサイトには回答を掲載する。ただし、本企画提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること又は前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は、回答方法を変更する場合がある。

5 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年5月11日（月）午後5時まで

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、提出期間までに必着のこと。）

(4) 提出書類

ア 企画提案書

○企画提案書（様式第3号：表紙） 【正本1部+副本3部】

○実施計画書（任意様式） 【正本1部+副本3部】

イ 企業（団体）の概要（様式第4号） 【正本1部+副本3部】

ウ 類似業務の受託実績（様式第5号） 【正本1部+副本3部】

エ 実施体制（様式第6号） 【正本1部+副本3部】

オ 見積書（内訳も記載すること。） 【正本1部+副本3部】

カ 誓約書（様式第7号） 【正本1部】

(5) その他特記事項

ア 企画提案書は、仕様書及び技術提案作成要領に基づき作成すること。

イ 提案書は、1者1案とし、受け付けた後の追加及び修正は、原則として認めない。

6 審査手続き及び審査基準

岡山県県民生活部交通政策課内に設置する選定委員会において、別途県が定める審査要領により企画提案書等を審査し、契約候補者を決定する。

7 結果の通知方法

前項の審査結果は、提案者あて通知するとともに、岡山県ホームページにおいてその旨

を公表する。

8 契約

契約形態は、委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。

9 その他

- (1) 提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) 審査経過については公表しない。
- (9) 契約候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。